

若桜町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年3月31日
若桜町長
若桜町議会議長
若桜町教育委員会
若桜町農業委員会

若桜町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画〔後期計画〕（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、若桜町長、若桜町議会議長、若桜町教育委員会、若桜町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

若桜町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、担当する所管課を若桜町総務課とし、庁内LANまたは冊子等によりこの計画を職員に幅広く周知するとともに、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検、評価等を行いながら推進する。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標等

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、若桜町長、若桜町議会議長、若桜町教育委員会、若桜町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、若桜町長、若桜町議会議長、若桜町教育委員会、若桜町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 令和7年度までに、採用に占める女性割合を高め、各役職段階における女性割合について40%以上となるよう努める。
- (2) 令和7年度までに、管理職全体に占める女性割合を30%以上となるよう努める。
- (3) 令和7年度までに、制度が利用可能な職員に向けて、休暇が取得しやすいよう、庁内LAN等を活用し制度の周知を徹底するとともに、必要に応じて、臨時的任用職員等の任用により代替要員の確保に努める。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、若桜町長、若桜町議会議長、若桜町教育委員会、若桜町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 前期計画から引き続き、各役職段階における人材の確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- (2) 前期計画から引き続き、女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- (3) 職員に休暇制度等の周知を図るとともに、職場内の相互理解、各種休暇の取得に対する意識改革を図るなど、取得しやすい環境づくりに努める。